

## 様式第6号(第2条関係)

## 委員会等の会議録

1 会議名	令和7年度 第3回 愛南町国民健康保険運営協議会		
2 議題	(1) 愛南町国民健康保険税の適正化について(答申(案)) (2) その他		
3 開催日時	令和7年12月16日(火)19時00分から 19時35分まで		
4 開催場所	愛南町役場本庁2階 第1会議室		
5 傍聴者数	0人		
出席者			
6 委員氏名	<input type="radio"/> 公益代表 上原 京子、赤岡 政典、 <input type="radio"/> 保険医代表 池田 敬洋 <input type="radio"/> 被保険者代表 浪口 靖宏、島本 知子		
7 担当所属	所属名	町民課	
	担当職員 (職・氏名)	課長 飯田 英功 主幹 久徳 哲也 課長補佐 西田 季史 主査 奥野 文彬	
	8 その他の 出席職員	所属名	税務課
		出席職員 (職・氏名)	課長 山本 光伸 課長補佐 小栗 和也
議事内容(次ページから)			

発言者	発言内容
飯田課長	<p>(開会)</p> <p>本日は、健康推進委員の細見委員、保険医代表の松本委員と粉川委員が欠席です。被保険者代表の平田委員は欠席の連絡はありませんが、今の時点で委員5名の出席をいただいていますので、愛南町執行機関の附属機関設置条例施行規則第4条の規定に基づきまして、この会議が成立していることを御報告します。</p>
	<p>改めまして、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中本協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>前回、10月21日(火曜日)の第2回協議会におきましては、町長からの諮問を受け、皆様から様々な貴重な御意見を多数いただいたところですが、本日は、それを整理、勘案、集約した答申書(案)に対して、更に御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは早速、議事に移ります。規則により、「会長が議長となる」となっていますので、これからの方の進行を上原会長にお願いします。</p>
上原会長	<p>それでは会を進行しますので、御協力をお願いします。初めに、今回の議事録の署名委員についてですが、保険医代表の池田委員、被保険者代表の浪口委員にお願いしてもよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(承認)
上原会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題(1)愛南町国民健康保険税の適正化についての答申(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
久徳主幹	(愛南町国民健康保険税の適正化についての答申(案)について説明)
上原会長	<p>ただ今事務局から説明がありました。何か御意見のある方はお願いします。</p>
赤岡委員	きれいにまとめていただいているので、問題はないかと思い

	ますが、2の確認事項の中頃に、「了承しました」という表現がありますが、協議会の承諾が必要な事項なのでしょうか。協議会が認めたような表現になっているので、「理解しました」というぐらいの表現でもいいのかなと思います。次の段の最後にもう一度「理解しています」とあり、重複した表現になるので、言い回しがどうなのかなというところもありますが、この「了承しました」というのは、協議会の承諾を得る必要があるということではないのですよね。
久徳主幹	これについては、今回の資産割の廃止を念頭に持ってきた理由ということになるのですが、令和7年度において、国保会計の黒字が見込みであるということ、これによって、提出していた「赤字計画・解消計画書」が黒字になることでこの計画が解消されるということを、第1回の協議会の時に少し話させていただきました。これについて了承しないといけないということではありませんが、黒字になることで値上げについてを念頭に置かず、まず資産割の廃止について協議を進めたというところです。
赤岡副会長	協議会が承諾する必要はないということが確認できたらかまいません。
飯田課長	改めて、赤岡委員の御意見について、そのように思います。確認事項ですので、まず一段目で「確認しました」、二段目で「理解しています」という表現の方が適切であるように思います。
赤岡副会長	事務局で確認をしていただいて、適切な表現にしていただけたらと思います。
上原会長	ありがとうございます。そのほかにないでしょうか。
浪口委員	これで、来年の3月の定例議会に上程ということですね。
久徳主幹	答申書を町長に提出してからということになります。そのほかに何か文言等でこうすればということはありませんか。
浪口委員	医療費の改定も行われて、医療費もどんどん上がっていく見込みなので、やはり先行きがどうなるか分からないので、財政

	調整基金の積み増しを入れていただいて適切な表現だと思います。
久徳主幹	先ほど赤岡副会長からありました、確認事項のところですが、「了承しました」という表現を「確認しました」にするということでおろしいでしょうか。
飯田課長	この場では「確認」という言葉しか浮かんでいませんが、再考させていただきます。
赤岡副会長	もちろん、了承の方が良ければそれでかまわないと思います。
飯田課長	副会長のおっしゃるとおりだと思います。承諾が必要な事項かどうかと言われるとそうではないと思います。
上原会長	ほかにないでしょうか。なければ、次の議題に移ってよろしいでしょうか。
委員一同	(意見なし)
上原会長	それでは、議題2、その他、事務局から何かありませんか。
久徳主幹	今後のスケジュールとしまして、皆様の御意見をお伺いしてこの答申書を修正しまして、12月25日に会長から町長へ答申書を渡す予定としています。その後、2月頃にある議員全員協議会で説明し、3月定例議会に税率改定議案を上程できればと考えています。
上原会長	委員の皆様からは、ほかにないでしょうか。
赤岡副会長	任期については、皆さん一緒ですか。
久徳主幹	同じです。令和9年3月31日までです。
赤岡副会長	今後の会議の予定はまだですよね。事務局から協議したいことがあれば、招集される可能性があるということでよろしいですか。

久徳主幹	そのとおりです。今年度は一応これで終わりとなります、今後は、議題があれば、年3回程度の開催で考えています。
赤岡副会長	来年度も3回ですか。
久徳主幹	3回の予定はしていますが、議題がなければ1回になることもあります。
浪口委員	最終的に住民の方に周知されるのは、議会が終わってからになりますよね。税率改定が複雑なので、世帯それぞれで上がった下がったという話が出てくると思いますので、できるだけ理解してもらう方向で、分かりやすい形で町民に周知していただいたら我々も助かります。
飯田課長	個別の周知は税務課がすることになろうかと思いますが、この協議会が終わって町長に答申をした後に、町のホームページのトップに、本年度の協議会3回の会議録と資料がすぐに表示できるようにしたいと考えています。まずは関心のある方には、そこを見ていただくというような工夫をする予定です。
島本委員	例えばパソコンを開けない方が、自分の税金の書類が届いて分からなかつたら、税務課に連絡すれば丁寧に教えてくださるということですね。
小栗補佐	そのとおりです。
浪口委員	やはり、通知を送った後に問合せは相当あると思います。その辺をすんなり受け入れてくれたらいいですけど。
山本課長	最初の納税通知の時に、お知らせできればと思います。
浪口委員	そうですね。二段階であるということを分かっていていただいた方がいいですね。
飯田課長	参考までにですが、本日、町ホームページの第2回までの会議録、資料を見て、資産割についてよろしくない、廃止はよいと思っていましたという方が窓口に来られました。関心のある方は、町のホームページのこういう会議についての項目も見て

	いただいているのかなと思いました。
島本委員	今、何もかも値上がりしているから余計に皆さん関心があるかもしれませんですね。いいことですよね。
山本課長	資産割は当然下がるのですけど、最近、被保険者で働く高齢者が増えて所得が上がってきている中で、所得割にシフトすると税が上がるというところはあると思いますけれども、これは仕方のないことですので、御理解いただかないといけないと思います。
飯田課長	10余年ぶりの改正です。反響は大きいと思います。
山本課長	ただ、総額自体は増やしてないので、値上げというわけではありません。
浪口委員	上がった人も下がった人も、トータルで上がっていないということでしたら納得しやすいですね。
上原会長	本当に自分も何も知らなかつたので、この協議会で資産割であるとか、税がどのように決められているのかというところが分かりました。一般の人は恐らくそういう人が多いのではないかと思いました。皆さんが説明をきちんしてくれたら、納得ができ、よく分かったという思いがあります。
小栗補佐	税率改定の話を前回させていただきましたが、来年度から「子ども・子育て支援法」の改正により、地方税法も改正になります。新たな枠組みの中で、「子ども・子育て支援金」という項目ができますので、最新の情報に注視しながら適正な税率の改定も行われる予定となっていますので、現時点で提示できる最新の率や金額等はありませんが、適正な税額で、来年度から課税されることになりますので、御報告します。
浪口委員	報告いただいた額は余り大きくなかったですね
小栗補佐	一世帯当たり月に350円程度ということです。ただ家庭状況、所得状況によっても変わります。

山本課長	<p>今回初めてで、県が標準的な税率を示していますので、最初はその率でと考えています。集める額は、一世帯当たり月 350 円又は、被保険者一人当たり月 250 円です。現在、一世帯当たり月 350 円集めるための税率を試算した額と県が示した現時点の標準税率で試算した額を比較すると、県の方が低い状況です。</p> <p>最初は余り負担にならないように、県が示した標準税率という根拠もありますのでそれを準用し、それで足りなければ、今回は繰入れしかないのではないかと思います。次回からは、それに見合う税率を出す予定ですが、まだ分からぬ状況も多いため、今のところは県が示した標準税率でもいいのかなと考えています。</p> <p>ただし、その率で、現状の愛南町の被保険者に当てはめると、一世帯当たり月 350 円は集まらないのではないかと考えています。</p> <p>しかし、本当に県が示す標準税率で集めた額を納付金として納めるということでしたら、大丈夫だと思います。</p>
飯田課長	<p>今の話はまさに、答申書 3 の(2)「当該財政を取り巻く環境は依然として予断を許しません」という状況です。</p> <p>先ほど赤岡副会長がおっしゃった今後の会議予定ですが、来年度は、事業計画・予算、事業報告・決算見込等をさせていただくということで収まるのではないかと思いますが、現段階で予断を許さないというような状況の中で、例えば税収が減ったという話になると、これに加えて、改定の御協議、御審議をしていただかないといけないかもしれませんので、そのときは御協力をよろしくお願いします。</p>
上原会長	後は大丈夫でしょうか。
委員一同	(意見なし)
上原会長	ないようですので、これで本日の議事は終了しました。 審議に御協力いただきありがとうございました。
飯田課長	上原会長ありがとうございました。以上をもちまして、令和 7 年度第 3 回愛南町国民健康保険運営協議会を閉会します。 本日は誠にありがとうございました。